時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は遠する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

東京商品取引所

の設立を請願する者に二樣の黨派を生じたり一は砂糖木綿、綿絲、綿花、油、鹽、肥料、金屬、雜穀、の九種を以て取引商品となし右各品問屋の一類が團結したるものにして之を實業派と稱し他の一方は綿花、油、鹽、の三種にして其重なる發起者中には平素實地に是等の商賣に關係なき人も多きよりして之を紳士派と名くるよし扨この兩派の請願書中に双方とも綿花油鹽の三品あるが爲めに恰も衝突競爭の姿を成し執れとも決し難しとて農商務省にては一先づ双方の願書を却下したる其理由は取引所法第二條に同一の土地に同一の物件を賣買する取引所二箇所以上を設立するを得ずとの明文に據るものなりとのみとなれども法律は唯二箇所以上の設立を許さゞるの規定を設けたるまでにして二樣以上の出願相成らずと禁じたるに非ず又實際に禁ず可きにも非ざれば政府にては百の出願ありても一應これを受理して其出願者中孰れか最も能く設立に堪ゆ可きやを取調べ其實格の最も完全に近きものを擇んで許可するの外ある可らず即是れ行政の特權內に屬する所のものなり

或は云ふ政府は今度の出願者に內諭して双方合同を計るべしと勸めたるよしなれども內諭は內諭にして命令にあらざれば何分にも服し難しと云へば夫れまでのことにして結局の効力ある可きものに非ず目下竊に双方の事情を察するに調和合同は頗る困難にして結局その相互に齟齬する所は虛實の二點に在るものゝ如し所謂實業派は從前の商家問屋の一類を集めて從前の商賣を其まゝ持續しながら新法に從て取引所を設立して實際の便利を得んとするものなれば其間に無實の虛を交ゆ可らず彼の紳士流の如き其社會に於ける勢力の如何に拘はらず實際實物の商賣取引に關係したる人は甚だ少し或は今回出願者の姓名の中に現品の商人あるも商賣社會に於て重きを成すに足らず結局紳士派は取引所に虛を弄して樂まんとする者なれば此種の人と進退を共にするを得ずとて決然勃く氣色なきに反し紳士派は謂らく取引所は日新の新事業なり新事業は新思想の人にして始めて成る可し從前の町人輩に一任す可き事柄に非ず商賣の虛實の如き無益の談なり況んや紳士派中實業の商人之しからざるに於てをやとて是亦自家の說を主張して屈せざるもゝ如し之を要するに曩きに政府の筋にて試みたる調和合同策は到底行はれざるものとして斷念するの外なかる可し

右の如く虛實の爭は到底止む可きに非ず紳士派なれば必ずしも虛のみに非ず其虛中多少の實ある可し又實業派の中にも自から虛なきを保す可らず古今の商賣社會に絕對的の有實無虛を求めんとするも到底叶はざるみとなれば是れは無益の談なりとして扨取引所の本來に於て果して虛を避けて實を重んずるの要用あらば今日紳士派と實業派と兩々相對して執れか實に近くして虛に遠きやと先づ之を吟味し假令ひ絕對に非ざるも其虛實の遠近を測量し之を標準にして區別するの外なかる可し且その事たるや決して困難なるにもあらず尋常一樣の身元調べを行ひ本人平素の營業、取引の大小、資產の厚薄、信用の輕重等を吟味して容易に分明なる可ければ虛實の標準を定むるに差したる心配はなかる可し左れば農商務省に於ては一度び合同策を試みたれども意の如くならずとあれば最早や德義上の責は免かれたり此上は行政上の本領に立戻り一切はずして出願者の身元を取調べ勉めて虛を撰けて實を重んじ取引所の設立に最も適當したる者を擇んで斷して之を許可し新取引所をして假令ひ實物の取引のみに止まるを得ざるも純然たる空相場の府たらしめざるみと翼望に堪へず今日の如く區々の情實の爲めに双方の願意を取るが如く取らざるが如くして既發の法律を空ふし以て商賣社會の機關を遲滯せしむるが如きは啻に商人の不幸のみならず我輩は行政々府の威嚴の爲めに謀りても竊に赤面する所のものなり

官報

○內務省告示第四十九號

一大日本山本商行五圓（日本銀行兌換劵大黑形紙幣ニ模擬タルモノ）　一葉　發行人　未詳

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年十一月六日　內務大臣伯爵井上馨

○司法省告示第六十九號

來ル十日ヨリ左ノ出張所ヲ開廳ス

明治二十六年十一月六日　司法大臣芳川顯正

富山地方裁判所管內　魚津區裁判所舟見出張所

和歌山地方裁判所管內　杉木新區裁判所中田出張所

和歌山區裁判所宮崎出張所　田邊區裁判所南部出張所

岐阜地方裁判所管內　八幡區裁判所下淵出張所

鳥取地方裁判所管內　鳥取區裁判所中河原出張所

廣兒嶋地方裁判所管內　知覽區裁判所片浦出張所

和歌山區裁判所紀伊出張所　御坊區裁判所由良出張所

御嵩區裁判所土岐出張所

鳥取區裁判所河原出張所

鹿兒區裁判所佐多出張所

雜報

○名義上の長官と實務上の長官　現在の郵便爲替貯金管理所長は小松謙次郎氏にして氏は參事官を兼任し居れども所長が本職なれば無論、所の事務を專務とすべき筈なるに如何なる都合にや實際は以前同所長にして今は參事官と爲り報告課長たる草間時福氏始め之を取扱ひ居るやの噂あり差し草間氏は久しく所長として其事務に慣れ小松氏は河津祐之氏が遞信次官と爲りし頃即ち明治廿四年司法省の試補より遞信省參事官に轉じ現今草間氏の任務に屬する報告課長と爲り其後草間氏と入り替りたる者なれば管理所の事務を執るみと日尙ほ淺く從て前任者の意見を聽くが如き必要はあるみとならんなれども其事務を一任するが如きみとありとせんか是れ職を曠ふするの譏を免かれざるべく斯る事ならば最初より更任せざるの優るに如かず然るを强て其更任を行ひたるものは公務の都合なるか將た一個人の都合なるか孰れにしても今日の如き有樣にては名義上の長官と實務上の長官とありて屬官連中の迷惑一方ならずと云へり

○大坂に於ける非內地雜居者　國民協會の佐佐友房氏が此頃大坂に赴き同地中ノ嶋五丁目の定宿岡本方に滯在して非內地雜居の同意者を勸誘しつゝあり先栗谷品三氏を說き西區內の有志家が結合せる天保會（チョン髷連中）を味方に付けんとすれども肝腎の栗谷氏は商賣柄（銃砲彈藥）無暗に外國人を嫌ふ仲間に加盟し難き事情もあれば容易に首肯するの模樣もなく從て幕下の天保會連も同意を表せず只辯護士羽賀某が類りに遊說を試み居るも元來大坂の商業家は斯る事柄には冷淡なるのみならず同地方の政黨員は多く自由黨に屬すれば同黨員として素より非內地雜居に運動する者はなければ旁々非內地雜居論の勸誘容易に功を奏し難き模樣なりと

○電信部の移轉　遞信省にては去る四日從來木挽町にありし電信部を江戶橋東京郵便電信本局內に移轉せしが元來電信局の移轉は晝間は勿論夜間と雖も通信の斷間を見計らひ之を執行せざれば電報を延滯紛失者くは中途にして首尾切斷する等の事あり況して東京中央電信部の如きは機械六千餘座あり通信技手七百有餘名ある大局なれば瞬時間に此多數の電信線を悉く切り替へ機械を運搬して新局に据付け通信に毫も支障を與へざるが如きは實に容易の業にあらず加之同日は木挽町の電信部を引拂ふと同時に日本橋支局を廢し更に木挽町に電信支局を新設し一時に三局を動かせしを以て其困難は嘗てより當局者の豫想する所なりしが彌去る四日夜半十二時を合圖に凡そ六十條の電線を切り替へ機械の轉置等に僅々一時間を費し翌日午前一時迄に番々[illegible]し通信上毫も支障を來さしめざりしは實に熟練なる手際なりし抑々吾國にて斯の如き大局を移轉したるは未曾有の事にして萬一之に執行を誤まる事あるときは其影響する所鈔からざるを以て擅當技師等の苦辛一方ならず斯く滿足なる結果を得たるは當局者の處理極めて敏なりしと見るべし

○博覽會事務官　總裁及同夫人は本日キャントン ホテルにて結局の効力ある可きものに非ず目下竊に双方の事情を察するに調和合同は頗る困難にして結局その相互に齟齬する所は虛實の二點に在るものゝ如し所謂實業派は從前の商家問屋の一類を集めて從前の商賣を其まゝ持續しながら新法に從て取引所を設立して實際の便利を得んとするものなれば其間に無實の虛を交ゆ可らず彼の紳士流の如き其社會に於ける勢力の如何に拘はらず實際實物の商賣取引に關係したる人は甚だ少し或は今回出願者の姓名の中に現品の商人あるも商賣社會に於て重きを成すに足らず結局紳士派は取引所に虛を弄して樂まんとする者なれば此種の人と進退を共にするを得ずとて決然勃く氣色なきに反し紳士派は謂らく取引所は日新の新事業なり新事業は新思想の人にして始めて成る可し從前の町人輩に一任す可き事柄に非ず商賣の虛實の如き無益の談なり況んや紳士派中實業の商人之しからざるに於てをやとて是亦自家の說を主張して屈せざるもゝ如し之を要するに曩きに政府の筋にて試みたる調和合同策は到底行はれざるものとして斷念するの外なかる可し

右の如く虛實の爭は到底止む可きに非ず紳士派なればとて必ずしも虛のみに非ず其虛中多少の實ある可し又實業派の中にも自から虛なきを保す可らず古今の商賣社會に絕對的の有實無虛を求めんとするも到底叶はざるみとなれば是れは無益の談なりとして扨取引所の本來に於て果して虛を避けて實を重んずるの要用あらば今日紳士派と實業派と兩々相對して執れか實に近くして虛に遠きやと先づ之を吟味し假令ひ絕對に非ざるも其虛實の遠近を測量し之を標準にして區別するの外なかる可し且その事たるや決して困難なるにもあらず尋常一樣の身元調べを行ひ本人平素の營業、取引の大小、資產の厚薄、信用の輕重等を吟味して容易に分明なる可ければ虛實の標準を定むるに差したる心配はなかる可し左れば農商務省に於ては一度び合同策を試みたれども意の如くならずとあれば最早や德義上の責は免かれたり此上は行政上の本領に立戻り一切はずして出願者の身元を取調べ勉めて虛を撰けて實を重んじ取引所の設立に最も適當したる者を擇んで斷して之を許可し新取引所をして假令ひ實物の取引のみに止まるを得ざるも純然たる空相場の府たらしめざるみと翼望に堪へず今日の如く區々の情實の爲めに双方の願意を取るが如く取らざるが如くして既發の法律を空ふし以て商賣社會の機關を遲滯せしむるが如きは啻に商人の不幸のみならず我輩は行政々府の威嚴の爲めに謀りても竊に赤面する所のものなり

○海防費獻納　[illegible]詔を奉體して願ひ[illegible]合計二百十三萬[illegible]しが之を下賜金三[illegible]年度より繼續費と[illegible]省にては此金額を[illegible]に備ふるの計畫を[illegible]十五年度に於て全[illegible]ノ關海峽及對嶋の[illegible]十二門にして其中[illegible]砲兵工廠に於て製[illegible]砲費を以て製造し[illegible]に附着して永く有[illegible]

○發行停止　二十二號は風俗壞[illegible]れたり

○西班牙學協會　[illegible]開會式を芝公園元[illegible]賀茂紹氏の演說幹[illegible]氏は西班牙語を以[illegible]

外に			
合計			
差引	二十七年度		
常置委員條正[illegible]			
二十六年度	三[illegible]		
二十七年度	四[illegible]		

○二十七年度の地方費　二十七年度の地方費[illegible]後理事者の要求高[illegible]ば左に今明兩年度[illegible]

○二十七年度の地方費　二十七年度の地方費[illegible]後理事者の要求高[illegible]ば左に今明兩年度[illegible]